

### 第3回古平町議会臨時会 第1号

平成25年7月9日（火曜日）

#### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第39号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第40号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の締結について

#### ○出席議員（10名）

|       |       |    |       |
|-------|-------|----|-------|
| 議長10番 | 逢見輝続君 | 1番 | 鶴谷啓一君 |
| 2番    | 岩間修身君 | 3番 | 中村光広君 |
| 4番    | 本間鉄男君 | 5番 | 堀清君   |
| 6番    | 高野俊和君 | 7番 | 木村輔宏君 |
| 8番    | 真貝政昭君 | 9番 | 工藤澄男君 |

#### ○欠席議員（0名）

#### ○出席説明員

|        |        |
|--------|--------|
| 町長     | 本間順司君  |
| 教育長    | 成田昭彦君  |
| 総務課長   | 小白玉正司君 |
| 会計管理者  | 白岩豊君   |
| 財政課長   | 三浦史洋君  |
| 民生課長   | 佐々木容子君 |
| 保健福祉課長 | 佐藤昌紀君  |
| 産業課長   | 村上豊君   |
| 建設水道課長 | 本間好晴君  |
| 教育次長   | 山本耕弘君  |
| 総務係長   | 五十嵐満美君 |
| 財政係長   | 高野龍治君  |

#### ○出席事務局職員

|             |       |
|-------------|-------|
| 事務局長        | 藤田克禎君 |
| 議事係主任兼総務係主任 | 野村忠弘君 |

開会 午前10時00分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

以上でございます。

#### ◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長の報告どおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成25年第3回古平町議会臨時会を開会いたします。

#### ◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、7番、木村議員及び9番、工藤議員のご兩名をご指名いたします。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

#### ◎日程第3 議案第39号

○議長（逢見輝統君） 日程第3、議案第39号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第39号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

今回改正する財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例ですが、これは町有財産の交換や無償で払い下げたり、無償で貸し付けたりする場合の要件を定めている条例でございます。今回の改正内容は、大きく2点ございます。ということで、別紙の新旧対照表をごらんいただきたいと思いま

す。1点目は、第3条、普通財産の譲与又は減額譲渡、それと第4条、普通財産の無償貸付又は減額貸付、この2つの条文におきまして相手方に国を追加する改正でございます。1点目です。2点目につきましては、普通財産ばかりでなく行政財産につきましても無償貸し付けと減額貸し付けができるように第4条の2として条文を追加していると。この2つの改正でございます。大きく2点でございます。

そういうことで、1点目の第3条と第4条、これについて貸し付けの相手方、譲与、減額譲渡、それと無償貸し付け、または減額貸し付けと、これの相手方として国を追加する理由でございますけれども、従来から地方公共団体が国に対して財産を無償で譲り渡したり、無償で貸し付けたりする、寄附行為に当たります。この寄附行為につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、この法律の附則の第5条でこういうことの寄附行為が禁止されておりました。それが平成23年11月に法律が改正されまして、禁止条項でございます附則の第5条が削除されております。国に対しても財産を無償で譲り渡したり、普通財産でございますけれども、無償で譲り渡したり、無償で貸し付けすることができるように改正になったと、そういうことで今回条例改正を提案したものでございます。ただ、法律が改正され、国への寄附行為の禁止条項が廃止されましたけれども、むやみに国に対して無償譲渡や無償貸し付けをするものではまずございません。地方財政法では、国が地方に対して割り当てる寄附行為を行うことをまず禁止しております。そして、国自身も平成23年11月の法律改正、国にも寄附条項を廃止したという改正、この改正に先立つ閣議で地方に対して寄附金を支出しない場合における不利益な取り扱い及びその示唆をしてはならないと。2つ目として、第三者を通じて寄附金の要求または勧誘をしてはならないということが閣議決定されて歯どめになっていると、そういうことでございます。

それから、今回の条例改正の2点目でございますけれども、行政財産についても無償貸し付けと減額貸し付けができるように第4条の2として今回項目を追加してございます。これにつきましても平成18年度の地方自治法の改正におきまして、行政財産の建物及び土地においてその用途または目的を妨げない範囲で余裕がある場合には普通財産への用途変更という手続を行わないで行政財産の一部として貸し付けできるように改正になってございます。そういうことで今回古平町の条例におきまして、行政財産を普通財産と同様に無償貸し付け、または減額貸し付けできるように項目を追加したものでございます。普通財産については、譲与、ただで上げたり、減額して安く譲与とか、それはいいのですけれども、行政財産はあくまでも無償貸し付けです。譲与はだめです、今までどおり。無償貸し付け、または減額貸し付け、これを追加したものです。このことによりまして、行政財産であります古平高校の高齢者複合施設の一部を公共的団体であります古平福祉会に今後無償貸し付けする根拠にもなるものでありますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 今改正によって古平高校の部分はわかりましたけれども、そのほかにまだ改正後のこれに当てはまるという部分というのは古平町にあるのですか。

○総務課長（小玉正司君） 行政財産の無償貸し付けと、そういうことで古平町では今ないので

けれども、道庁とかでいえば、同じ地方公共団体ですけれども、道庁の中にコンビニがあったり、それから食堂があったりと、ああいうことも従来であれば目的外使用の許可と、貸し付けでなく許可という形で、ただ許可であれば1年間しかだめですよと、その1年がずるずる、ずるずるいってああいう形になっていて問題になったということで、今回私権、権利、貸すという賃貸借の権利を相手に与えると、こういうことができるようになったと。そして、場合によっては、そういう食堂とか大きいのはないのですけれども、庁舎内に販売機を置くだとか、そういうこともこの条例で可能になるのかなと、そのように考えてございます。

○8番（真貝政昭君） 第4条の2をつけ加えることによって、古平高校の1階部分のものが適用になるという説明でしたけれども、この条項見ますと地役権という言葉も入っていますけれども、地役権の場合であれば北電の送電線の関係でかつて出たことありますけれども、解消することがほとんど不可能ということがありました。それで、今回の具体的な事例として古平高校の例が出たのですけれども、これについての将来的な契約の解除だとか、そういうものについての借りた側の権利、それを解消することというのは割と簡単なのですか。

○総務課長（小玉正司君） あくまでも賃貸借が可能になったと、そういうことで禁止条項だとか瑕疵だとかさまざまそういうことで今までと普通の貸し付けと同じく契約に違反すれば可能かなと。ただ、何年契約にするだとか、それについては今後行政財産を担当する担当課のほうで契約を詰める予定だと聞いております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第40号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第40号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第40号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の締結について提案理由の説明をいたします。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付すべき契約であることから、提案するものであります。

それでは、議案を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約について、次のとおり契約を締結するものとする。

記としまして、1、工事名、平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、3億9,320万4,922円。4、契約の相手方、住所、古平郡古平町大字港町3番地、氏名、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） この工事に関する最終予算額は幾らでしたか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 税込み価格でよろしかったでしょうか。

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 税抜き価格ですね。予算額ですね。4億7,000……済みません、ちょっとお待ちください。

○議長（逢見輝統君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） ただいまのご質問、予算額ということですので、予算書のほうでは古平町、町の分ということで3億9,510万円の予算でございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第40号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第3回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時16分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員